

第二十八回国 参議院議院運営委員会會議録第二十六号

昭和三十三年四月十一日(金曜日)午後二時二十五分開会

委員の異動

四月八日委員仲原善一君、佐藤清一郎君、植竹春彦君、久保等君、戸叶武君及び鈴木強君辞任につき、その補欠として高橋進太郎君、柴田榮君、西田信一君、光村甚助君、樺葉夫君及び横川正市君を議長において指名した。四月九日委員高橋進太郎君辞任につき、その補欠として林田正治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 安井 謙君
理事 齋藤 昇君
佐野 廣君
小酒井義男君
小林 孝平君
島村 軍次君

委員

大沢 雄一君
田中 啓一君
中野 文門君
西田 信一君
北村 暢君
柴谷 要君
榎 繁夫君
光村 甚助君
横川 正市君
杉山 昌作君
副議長 寺尾 豊君

衆議院議員

議院運営委員長 山村新治郎君
事務局側
事務局長 河野 義克君
参事(事務次長) 宮坂 完孝君
参事(委員部長) 渡辺 猛君
参事(記録部長) 岸田 実君
参事(警務部長) 佐藤 忠雄君
参事(庶務部長) 小沢 俊郎君
法制局側
法制局長 齋藤 朔郎君
衆議院事務局側
参事(事務次長) 山崎 高君
衆議院法制局側
参事(法制次長) 三浦 義男君

本日の会議に付した案件

- 議院運営小委員の補欠選任の件
- 庶務関係小委員の補欠選任の件
- 町村合併に伴う学校統合に関し、各地に起つている紛争の実情調査のための委員派遣承認要求の件
- 檢察及び裁判の運営等に関する調査の一環として少年院の運営等に関する諸問題の実情調査のための委員派遣承認要求の件
- 国会法等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 国会議員互助年金法案(衆議院提出)
- 委員長(安井謙君) 議院運営委員会を開きます。

ます。

○参事(渡辺猛君) 自由民主党から、議院運営小委員の補欠として柴田榮君、同じく西田信一君、庶務関係小委員に西田信一君が選任されており、それから同じく社会党から、議院運営小委員の補欠として横川正市君、同じく議院運営小委員の補欠として、光村甚助君が選任されております。

○委員長(安井謙君) ただいまの報告の通り決することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(安井謙君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

○委員長(安井謙君) 次に、委員派遣承認要求の取扱ひに関する件を議題に供します。

委員部長から報告を求めます。
○参事(渡辺猛君) 文教委員長から委員派遣承認要求書が提出されており、目的、町村合併に伴う学校統合に関し、各地に起つている紛争について実地調査を行い、もって議務教育諸学校施設費国庫負担法案の審議に資する。

派遣委員 第一班、有馬英二君、高田なほ子君、第二班、三浦義男君、大和与一君、第三班、野本品吉君、湯山勇君。

派遣地 第一班、茨城県、第二班、群馬県、第三班、新潟県。

期間 第一班、四月十一日から四月

十三日まで三日間、第二班、四月十一日から四月十三日まで三日間、第三班、四月十一日から四月十三日まで三日間。

費用 概算四万六千八百円
次に、法務委員長から、同じく委員派遣承認要求書が提出されており、目的、檢察及び裁判の運営等に関する調査の一環として少年院の運営等に関する諸問題の実地調査

派遣委員 青山正一君、棚橋小虎君、宮城タマヨ君。

派遣地 群馬県。

期間 昭和三十三年四月十二日から同月十三日まで二日間。
費用概算 一万五千六百円。
いすれも配当予算の範囲内であり、

○委員長(安井謙君) 本件につきましては、原則として国会開会中のことであり、御論議があることと存じますが、休日を利用してのことであり、あるいは調査の必要性等から見て、これは特に理事会におきましても、前例としない、今回限りの特例ということで承認してはどうか、こういうことに決定いたしました。右の通り決することに御異議ありませんか。

○委員長(安井謙君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(安井謙君) 次に、国会法等

の一部を改正する法律案及び国会議員互助年金法案。

以上二案を一括して議題といたします。

本日、衆議院の議院運営委員長の山村新治郎君が出席されておりますので、山村委員長から提案趣旨の説明をお願いいたします。〔異議なしと呼ぶ者あり〕それじゃ、お手元に配付してあります案によって、内容は一つ御覽察願います。

両案に關しまして、録風会の島村委員から一括質問いたしたいという申し出があります。なお、これを認めることにいたします。なお、当該委員会には、山村衆議院議院運営委員長及び山崎事務次長が参られております。

○島村軍次君 私は国会議員互助年金法案について、二、三の質疑をいたしたいと思つてあります。

第一は、今回の提案の互助年金は、互助の精神によつて、議員の国庫納付金によつて、これをまかなうという建前になつておるようであり、かねて長い間、問題につまましては、かねて長い間、国会法第三十六条の規定でありましたか、退職金の支給という本則に従つて検討を加えて参つたのであります。が、年金法それ自身は、いわゆる互助の精神によるということ、率直に申し上げて、お互い同士の贈出金によつて、これをまかなうのだという建前になつておるようであり、そこで、世間

あるいは多少の考え違いと申しまするか、誤まり伝えられておる点もあると

思うのでありますが、今回、御提案によりまして、国庫納付金百分の三で十分まかなうことができる、ある新聞に「よります」といふと、衆議院の場合におきましても、年六十六万円かの剰余金、黒字が出る、それから参議院におきましては、相当の本年度においては積立金と言いますか、いすれ特別会計的な扱いをされると思うのであります。その金額が相当残額を生ずる、こういうふうなことであります。果してこの考え方、すなわち年金を互助精神で、自前でまかなうという考え方に立つておられるかどうかということに對して、立案者の御意見を承わりたい。
○衆議院議員(山村新治郎君) お答え申し上げます。

この法案の作成に當りましては、国会議員の互助の精神を根本といたしまして、努めて国庫の財政的負担に依存することを避けまして、議員金員の平等の歳出によって、長年在職した同僚の退職年金制度をまかなうことを基本方針といたしておりまして、慎重に検討を加えました結果、国庫納付金を歳費月額百分の三といたしましては、ほぼその目的を達し得るという結論に到達いたしましたのでございます。すなわち、本法案に添付してございいます「本法案施行に要する経費」において示してありますように、昭和三十三年度においては、議員の国庫納付金収入は二千七百九十八万余円、これに對しまして、この法律施行とともに支出を要する互助年金は二千四百四十三万円程度と推定され、差し引きまして約六百五十四万円の剰余額が見込まれまして、国庫に実質的負担をかけることなく、この互助年金制度を充足し得る確

信を得た次第であります。

国会議員は、一般公務員と異なりまして、一定の年令に至れば退職するものではなく、選挙という特殊の制度のもとで進退が決められるものでございまして、在職者に対する退職者の比率、年金受給年数等、年金制度の計数的根拠は一般公務員のそれとは異なる要素を含んでおられて、いわば類似の前後に乏しい独特のもので、今日嚴密な計数的推察を下すことはなかなか困難でございまして、従前の選挙の経験等に徴しまして、そう大して異なるまいと考えております。なお、今後ともこの制度に基くところの収支の動向につきましましては、十分に注意を払ひまして、この制度の健全な運営を期したいと考えておる次第でございます。

○島村軍次君 そこで、将来に對する年金制度の運営が、果して保險的な計算によって、うまく運営できるかどうかということに對しては、なお検討を要することだと思つておりますが、この点に對しては、ただいまの委員長のお話によりまして、十分注意をもちて運営をしていただくと同時に、この實際を扱われる恩給局等においても、なお格段の検討を加えまして、将来に誤解の起らないように、また納付金によつて、大體財政的負担は国庫にかけないというふうなことを十分考慮していただきたいことを希望を申し上げておきます。

次に、この法律では、いわゆる在職十年以上の人に対する年金を認めておるが、一時金、すなわち十年未満の人に對しては支給しないということになつておるようであります。この件に

ついては、たとえば、アメリカの議員に對する年金制度等についても、やはり十年未満の者に支給してある。あるいはイギリスにおきましても、利息を付して返済するというふうな制度もあるやに承わつております。かつまた先進諸國、フランスあるいはソ連等においても、相當なこれに類する制度が作られておるのであります。ただいま御発表になりました計算によりまして、一時金は支給しないということの結果は、やがて将来に財政的負担を來たさないということにも考え得ると思つておりますが、この問題に對しては、提案者はいかなる御意見をお持ちになつておりますか。

○衆議院議員(山村新治郎君) お答え申し上げます。公務員の恩給等は例外なく一時金制度を認めておられて、本法におきましては、一時金制度を取り入れなかつたことは、ちよつと變つたような感じを受けますのは、ごもつともでございますが、われわれのこの建前が、退職金の制度として異例のものであることは重々承知いたしておるのでございまして、しかしながら、恩給等がその費用の過半を国庫の負担によつておられますのに對しまして、われわれは、わが國の現状に考慮を払いまして、われわれ自身自身の互助によつて退職金制度を創設することといたしまして、関係上、一時金制度を取り入れるといたしますと、きわめて高率の国庫納付金を催出いたさねばならぬのであります。しかし、過重な催出を課することには適當ではございませんし、おのずから限度がなくてはなりません。他面、ひとしく政治に志して國政に携わる国会議員は、その在職の長短を問わ

ず、私生活を犠牲にし、公けに尽すことに専心いたしておられますことは褒められたいと思つておられますが、なかんずく、数々の選挙の勞苦を重ねまして、長年にわたつて議員活動に携わられた方々の犠牲と功績に對しましては、特に敬意を表さなければならぬと存じます。しかも、外圍におきまして幾多の实例が示しますように、これらの永年在職者の中には、数々の選挙及び長年の議員活動のために産を傾け、余生の備えを顧みず、ひたすら公事に専念し、そのために隠退後、見るに忍びない遊境に陥り、あるいは遺族の方々をして困難に苦しむことを余儀なくさせることが往々にしてあり勝ちでございまして、われわれは本法案の作成に當つて、何はさて置き、長年憲政に尽された議員や、その遺族の方々の余生を保障いたしまして、いやしくも、ただいま申し述べたような不幸を生ぜしめな

いととも、かくすることにいたしました。全議員が後顧の憂いなく、長く議員活動に専念できるように、これを優先的に考慮すべきであると痛感いたした次第であります。短期在職議員は、結果的には掛金のかけ捨てと相なるのでございまして、以上申し述べましたことを御理解の上におきまして、全議員が欣然として互助の實を示されるように切望いたす次第であるのでござい

ます。

○島村軍次君 あと数点について簡単にお伺いするのであります。

今回の制度によつて衆議院議員の在職期間に關しては、いわゆる公選の建前をとつて、旧帝國議會における衆議院議員の在職年数も通算することに

なつておりますが、この点に關しま

しては、同じ公選の解釈には多少の疑義はありますが、いわゆる旧貴族院議員の在職年数の通算がない、こういう法案の立案になっておりますが、この点については、認めなかつたという理由はどういうところにありますか、その点をお伺いすると同時に、なお、これに關連いたしまして、御案内の通り、今回の法案そのものは、建前が国会成立後の新憲法下における議員を主体にしておることとはわかるのであります。新憲法制定当時の貴族院議員の方々に對して何らの措置も講じてない。公選の建前をとり、かつまた新憲法下における、制定後の議員を互助の精神でやろうという際に、なお、これらの制定当時貴族院の在職者を除外したことに對して、どうも片手落ちではないかと、こう考えられるのであります。この点に關しての御意見を承わりたいと思つております。

○衆議院議員(山村新治郎君) まことにございまして。御質問でございます。この法案におきまして、旧帝國議會の衆議院議員の在職期間のみを国会議員の在職期間に通算し、貴族院議員につき同様の取扱をいたさなかつたゆえには、この制度は、一般國民により公選された議員を對象にいたしたものであり、公選された議員でございませんとするの貴族院議員の在職期間を

通算することは適當でないと思つたからであります。本法律案は国会法第三十六條の規定に基きまして、新憲法下、主権者たる國民の直接選挙により選出された国会議員の退職年金制度な

に、国民の直接選挙によつたものでございませうから、その在職期間を国会議員の在職期間に算入することにしたのであります。要するに、建前の問題といたしまして、公選制に基かなかつた貴族院議員の処遇を、この法案に包含することは筋が通りかねると存じた次第であるのでございませう。もとより、われわれも常に皆さんと同様に、貴族院議員であられた方々、ことに憲法制定当時活躍された方々の功績と労苦に対しては、深甚の敬意を抱いて参つたのでありまして、適当な機会に、これらの方々の功勞に報いる道があればという気持においては、皆さんと異なるものではございませうが、このことは事の性質上、本法案とは別個に考慮されるべき問題であると考え次第であるのでございませう。

○島村軍次君 たいま提案者の御意見を聞きまして、一応の理由は判明いたしました。しかし、なお、同じように直接選挙ということだけの理由で、帝國議會当時の議員を、一は加え、一は加えないということと新憲法制定当時の貴族院在職者に対する道が講ぜられぬことに対しては、これは相當議論の余地があると思つたのであります。いわんや貴族院議員の方々におきまして、互選の制度でありまして、なお選挙の制度をとつてきたというところが一つ、なお、勸選等の考え方もあるようでありまして、しかし率直に申し上げれば、旧議員の年限を通算するならば、同様に扱ふべきものであるという強いわれわれの見解を持っておりますが、しかし、たとえ新憲法制定当時の貴族院在職者に対しては、別途に考へるといふような、たいまのお話

もあつたようでございませうが、これらの問題は一応御検討になつた問題だと思つてあります。具体的なには何ら出ていないようでありませうが、一応、立案者の方でお考えになつた具体的な問題があれば一つ伺いたい。

○衆議院議員(山村新治郎君) たいまの問題につきましては、私どもの方でも、今、島村委員が説かれたような意見もだぶございまして、何とかその意見の通りに持つて行きたいという動きもあつた次第であるのでございませう。しかし、先ほど御説明申し上げましたように、これらの功勞者の方々に對しましては、別に適當な機会に、これらの方々に對する功勞に報いる道があればという気持は變りませうけれども、今回におきましては、一応たいま申し上げましたような案でもって実行することが適當だと考へまして、この案を作り上げた次第であるのであります。この点、御了承願います。

○島村軍次君 賛否の問題は別として、いずれ小委員会等で検討を加へることであると思つたので、私は一応この程度にとどめておきますが、最後にもう一つ伺つておきます。

めるといふことは、いかがかと思つてありまして、むしろこの点は選任制の自由にかまして、これらの関係者が選任制をとるといふことが法律として適當じゃないかと思つたので、これらの点はいかがでございませうか。

○衆議院議員(山村新治郎君) お説の通り、たとえば公務員の前歴のある国会議員が大臣、政務官等を兼ねた場合等には、その兼職期間を恩給の基礎に職年に算入する方が有利となることもございませう。しかしながら、前に申し上げましたように、この互助年金制度は、国会議員全員が互助の精神に立脚し、余生の生活保障の特に必要のある永年在職議員の退職年金を、お互いの平等な負担において支給しようとするものでございませう。また、大臣、政務官等への就任は、国会議員であることが前提となつておることをあわせ考へますれば、議員の過去の経歴の異なることによつて、その扱いを異なるよりは、国会議員の地位に重きを置き、在職のみに着眼して、平等公平に処遇することが互助の根本理念に合致するものであると考へまして、このような建前をとつた次第であるのであります。

○島村軍次君 なお検討を要する事項もあると思つたのでありますから、いずれ、長い間、庶務小委員御検討なされたことだと思つたので、本日は質問はこの程度にいたしておきます。

長はなるべく一つ時間をあれたいというお申し入れもありませんので、なるべく一つ簡単にお願ひいたします。

○大沢雄一君 今承りますと、この法案の性格は、どこまでも互助共済の制度であるというお考えのようでございます。互助共済の制度ということであれば、これは要するにその性格は私法的なものであると考へます。そう解してよろしゅうございませうか。

○委員長(安井謙君) それでは大沢委員にも申し上げますが、法律的な専門の見解になりますと、これはなかなか委員長では御答弁がむずかしからうと思ひますし、それからもう一つ、この法案自体につきましては、議院運営委員会の小委員会でも、それぞれの見解を實はただしておきまして、便宜上、当方ではどう解釈しておるものかというところを、都合によつては庶務小委員長からも御答弁をしてもらいたと思ひますが、その点一つ御了承願ひいたします。

ますれば、この法律は、なるほど互助の精神に立脚はいたしておりませうが、議員の互助というものを主にして作つた法案であることは間違ひありませんが、同時にやはり公的な性格を持つておりまして、この事務に要する費用は國庫で負担をいたします。この事務を取り扱ひますのは、國の機関で取り扱ひということにいたしております。従つて、これは公的なものであり、私法的な性質は持つておりませう。互助というものを大きく浮かび上らせておるといふわけでありませうが、ただ、互助機関で全部やるという仕組みではございませう。

○大沢雄一君 たいまの御説明によりますと、事務的費用は國が負担するということでありませうが、本法二十四条によりませうと、「互助年金に要する費用は、國庫が負担する。」すべて國庫が負担するように法律としてはなつております。もし、これが事務的費用をこえて國庫が負担するようになった場合は、しからばどうするかということでありませう。

○斎藤昇君 たいま申しましたのは、事務に要する費用は國庫で負担する、こういう建前になつておると私は申し上げたのです。

○大沢雄一君 ですから私の申し上げたのは、事務に要する費用以外の給付に要する費用が、全部これは國庫が負担するよふな条文の規定になつております。そのよふな場合に、今の御説明あるいは立法の趣旨と違ふよふなことに結果がなつたとしても、その場合はどうなさいませうかということでありませう。

○斎藤昇君 この法律の運営上必要な

費用が全部国庫で負担になるというより、これはごさいません。われわれはこれに陳出をいたします以上は、そうして先ほど説明をいたしましたように、出す年金額と、それからわれわれの陳出金と比べると、むしろ陳出金が今の段階では少し残るのじやないだろうか、しかし、あるいは将来少し足りなくなるかもしれない、時間的に、ある年は余り、ある年は足らぬということがあるかもしれません。そういう調節は国庫で願わなければならぬと思ひます。そうして大きく立案者の考えと違って、いろいろな結果になれば、そのときに百分の三をどうするかという問題も起つて、こうと思ひます。ただいまはこの程度で出発をしてみよう、道がなかり、こういうような提案者の御意見のようでありませぬ。

○委員長(安井謙吉) 今の大沢君の御質問の要旨は、二十四条で「互助年金に要する費用は、国庫が負担する」とあるが、一体どうするのだという御質問だと思ひますが。

○大沢雄一君 全部を国が負担するのではなくて、一部分にしても、給付の金を国庫で負担するように、もしなつた場合にどうするかということなんです。全部国庫で負担するということをして申しているのではない、そういう結果になつた場合には立法の趣旨と違ひし、どうするか。私は、なおそういう御質問をする真意をここで申し上げませぬ。要するに、恩給法なり、あるいはもしこれが国会法の三十六条に基く退職年金制度であるとしたらすれば、要するに国庫の負担は、これは国民の血税に属するものでありますから、一

人の公務員が二重に国家から給与を受けるという事は、これは避けなければならぬ、公務員たるものは、さらに国会議員になつた場合、これはどこまでも併給の建前になっておられます。国が退職金を実際に負担するようになった場合には、恩給法上の公務員は、二重に国家からこれはその給与を受ける、こういうことになりまして、いかに長い間公務員が公務に従事して、これは二重に恩給は受けられないようになつておる、これが公務員法の原則の精神であります。これが私にくずされるということがあるかないか、もし、そういうふうになつた場合には、支出といたしましても、これは不当な支出になり、会計検査上の問題になる、こういうことを變えまするの、その点を私は明らかにしておきたい、こういう趣旨でございます。

○西田信一君 齋藤小委員長から御答弁になりましたので、今それに関連して伺いますが、大沢委員の御質問、二十四条の「互助年金に要する費用は、国庫が負担する」と、受ける方は全部国庫が負担するのとありますので、そのバランスの問題ではなくして、受ける方は国庫で受ける、出す方は国庫から出す、こういう意味であるので、そのバランスの問題じゃないかと思ひます。その点ちょっとお答えを願ひたい。

○斎藤昇君 おつしやる通り、議員の陳出金は全部そのまま国庫に入る、それから、出すのは国庫から出すというわけでありませぬ。私が申しましたのは、何と申しますか、内容において、事務費くらいは、あるいは国庫で持つてもらわなければならぬことにもなる

であらうけれども、後段の趣旨は、事務費以外のものは、できるだけ陳出金でまかなえるような、保険金額と陳出金、こういう考えに基いて立案をされておられます。これを申し上げておるわけでありませぬ。で、ときによつて国庫から出す方が、陳出金よりも多いという場合も起り得るかもしれないという感じがいたしますが、それはやつて見なければわかりませぬ。その額が非常に多くなつておる、今、大沢委員が言われたように、これは不当であるというふうなことは、今までの経験から考えれば、なるまいと、思ひますが、万一なるというふうな結果が起つてくれば、そのときに百分の三をさらに考え直さなければならぬという時期が来るかもしれないと、こう申し上げたのであります。

○横川正市君 ちょっと関連で、国会法の三十六条になつて作られた趣旨であるということになりますと、私はこの法の二十六条の国会議員と恩給法に規定する公務員と兼職した場合の期間通算が、二十六条にこれは私は読みかえられるもので、互助組織で作られる国会議員の年金というものは、実は三十六条によらない立法ではないか、そうでないと、先ほど期間通算その他の問題で特殊な規定を行つておられますので、これは全然私は別個のものというふうに見なければいかぬと思ひます。その点立案者の意見をちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○斎藤昇君 互助という精神に立脚はいたしておりますが、しかし国会法に基きましたものであると了解すると私は申し上げましたが、国会議員が長年、国のために尽くしたというので、

一般の恩給と同じような考え方に立つて立案をするということも、これは考えられますし、また、国会議員の本質にかんがみて、互助という考え方を大きく取り込んでやつた方がいいという考え方もあるわけでありませぬ。衆議院におかれましては、後段のような考え方で立案になつておられます。しかしながら、純然たる互助機関で互助だけをやるといふ考えではなくして、先ほど申しますように、国の機関を通じて、そうして、場合によれば、足らないときには国庫で補足をするということも、時間的には、ある年は足らぬ、ある年は余るといふこともありませぬ、そういう調節をやりますためには、やはり国の制度とした方がよろしい、従つて、国会法の精神もあり、また、これを生かす上において互助の精神を大きく取り込んだ、こういう法意であると解釈をいたしております。

○小林孝平君 議事進行。本法案が完全無欠であるとは、われわれも考えないのです。非常に不備の点は多々ある。島村委員からも御指摘があつた、いろいろの疑義の点があります。しかし、本法案を、これを適用するに當つては、先ほど島村さんからお話がありましたように、個人々々で、非常に、まあえげつなく言えば、もう一年で恩給の年限に達する、従つて、これをちょっと手直しすれば非常に有利になるというふうな方もありますし、また、いろいろ、その他それに類似の個人的な問題をとり上げると、非常に複雑なものがある。従つて、質問を幾らやつても、これはなかなか絶えないと思ひます。それで、われわれは、幾多

問題がありますけれども、かねがね議院運営委員長には、できるだけ御協力を申し上げたいという趣旨で運営をやつて、比較的質問したいということも控えておるわけなんです。そういう点を勘案されまして、委員長においては、議事の進行をはかつていただきたいと思ひます。

○委員長(安井謙吉) 申し上げます。ごもっともな御発言でありますので、最初からそのつもりでございましたが、従つて、先ほど申し上げましたように、山村委員長の時間の都合もあることとありますし、大沢委員も、一つ、問題であるので、御検討になる機会もまたあらうと思ひますので、特にこの御質疑ということで、これだけ聞かぬきやいかぬという点だけを簡明に御質問願ひたい。御意見にわたる部分は、またあらためて願ひたい。

○大沢雄一君 私は、まだ意見を申し上げておりませぬ。ただ、質問の点だけを簡単に申し上げておるのであります。

この、互助の精神に基いた特例的な措置であるという、従つて十年未満の短期の――短期とまあ言われるかどうか疑問であります。短期の議員には支給しないということになります。しかし、今お話を伺いますように、国会法の三十六条に基くものであるといたしますれば、これは、いやしくも国会議員である者は、短期、長期の別は別はないと思ひます。少くとも一期勤めた者は、当然この国会議員でなければならぬ。ことに、私は十年未満で、たとへば九年で病死をしたというふうな場合におきまして、この人の掛金が、

十年以上在職してびんびん生きておられる議員にこれが回って、そうして支給される。それで、この互助共済の精神であるということは、私としてはいささか納得いかぬと思うのであります。これについてはどうお考えですか。

○衆議院議員(山村新治郎君) お答え申し上げます。

確かに、お説のように、国会法の建前から申しますと、たとい一期お勤めになっただけでも、これに對して、何らかの退職のおもんばかりをすべきであらうと思うのであります。いろいろな事情を考えますときに、互助の建前をもって法案を立案いたしますときに、どこか線を引かなければならぬ建前になるのであります。あるいはこれを五年で切るか、十年で切るか、あるいは十五年で切るか、いろいろな点等もございします。が、われわれは、これを一応線を引く点は、十年が一応妥当な線と考えまして、一応十年という線を引いたのでございまして、どこか線を引かなければならないので、この点はやむを得なかつた次第であると考えてございします。

○中野文門君 たいだいまの衆議院の議運の委員長の答弁を聞いておきますと、国会法の三十六条の規定は、全部年金であるというふうな御判断のようであります。その点、私は了解をいたしたいのですがね。そして、ついでですが、ただいまお話が出ておりましたが、この互助法案が、第一条において、国会法第三十六条を受けて定めたということに相なっておりませんが、私はこれを通覧をいたしました。

て、この互助年金法の立法の建前は、国会法第三十六条に全然よらざる立案の趣旨と、こういうふうにして了解せざるを得ぬのですが、その二点について御答弁願いたいと思ひます。

○衆議院議員(山村新治郎君) 私が申しますことは、国会法第三十六条の精神を生かしたいという意味でございまして、それも實際上、今申し上げたような問題になりますときに、いろいろ検討いたしますと、今回の法案のような結果に相なる次第でございしますから、その点は一ツ御了承願ひたいと思ひます。

○中野文門君 どうか線を引かなければならぬから、十年で線を切つたというあなたの御説明でございまして、その線を切るといふ精神は、年金の場合であつて、三十六条は年金のことでありつて、議員であつた者にとりつてない。議員であつた者には、「別に定めるところにより、退職金を受けることができる。」、この場合の退職金というものは、年金を意味しておりません。それを互助年金法的一条において、三十六条をそのまま受けてきて立案したように御説明に相なることは、私はこれは非常に矛盾していると思ひます。

○衆議院議員(山村新治郎君) 先ほど申しますように、私もこの国会法の三十六条の精神はくみたいといふことを申し上げた次第でございまして、いろいろ御出金等の点がございまして、出発をいたしましては、この程度で御出金したいと存する次第でございします。

○大沢雄一君 この国会議員が公務員法上の公務員に在職した場合のこの取扱ひについて、先ほどお話しのように

に、これは選択制をとらせない、別個にということにございしますが、公務員はこの恩給を受けるという権利は、これは重要な公務員法上の公務員の権利です。これを互助年金の精神によりまするこの法律で剝奪するということとは、同じく法律であるから、さしつかえないという形式論は、私はなり得ると思ひます。しかしながら、法の性格から申しまして、私はその点に非常に疑義があるのではないかと。なお、たとえば公務員として十六年在職した、あるいは十五年在職した、国会議員となつて、公務員として十年在職せず六年なり七年なりで死んだというような場合になりますれば、公務員の恩給受給権も消滅し、この共済金を受けることも、これもできない。これはその人にとつて私は非常な、いわば財産権の侵害である。公務員が恩給を受け得る権利、あるいはまた加算を受け得る権利、恩給の基本権の加算権、これはともに私は財産上の公務員の権利だと思ひます。これはいささか憲法に違反するおそれなきやいなや、憲法には財産権は侵すことができないという規定があります。これをどうお解しになるか、私はお伺ひしたい。

○衆議院議員(山村新治郎君) 御存じの通り、恩給を受ける権利の発生いたしますときの、たとえば局長さんなら局長さんでもつて恩給が発生した、その方が議員になつた場合におきまして、そしてそれが大臣なり政務次官となりまして、その大臣なり政務次官として加算される分が、これが平等になつておられるが、この法律の趣旨でございしますが、実は、私率直に言いますと、衆議院の一部には、今、国

会議員であつて恩給をとつておるものについては、これを辞退しろというよきな動きもある状態にございまして、この点につきましては、やはりあくまでも互助の精神でもつて立案されたという建前から申しますときに、すべの国会議員が、やはり平等の権利のもとに、この法律案の恩給に浴し得るということをお考えするときに、やはり大臣あるいは政務次官になつたからといつて、それだけが条件にされるといふことを、これをかりにとるといたしまして、権利の侵害ではないと私では考えております。従ひまして、あくまでも一ツ互助の建前という精神をおくみ取り願ひまして、御賛成願ひたいと思ひます。

○大沢雄一君 この権利の侵害にならないといふだけでは、これは私は御意見であらうと思ひます。私は恩給権あるいはその加算権、これを侵害するのではないかと、私は考える次第であります。その点については法制局なり何なりの人に、もう少し責任のある御見解を伺ひたい。なお私は、憲法にいわゆる財産権は侵してはならないとあるが、単に私法上の財産権だけではない、私はかように解するのであります。その点についてはどうですか。

○衆議院議員(山村新治郎君) 衆議院の法制局長からお答えいたします。私から、ただいまの件につきまして、便宜お答えいたします。

○衆議院議員(三浦義男君) 御質問の点は、ごもつともな御意見だと思ひますが、この互助年金法案におきましては、すでに発生しました既得権、それからこの法律施行の際に、公務員に在職しておられます方で、

その現在公務員に在職しておられる期間を通算すれば十七年になるとか、あるいはさらに普通恩給の権原が、十七年以上在職しておられまして、この法律施行の際におやめになれば、その普通恩給が改訂になると、こういうような方々に対しては、ただいまの御趣旨のような見地から保護しなければならぬと思ひます。付則の方でそういう方々に対する保護の措置を講じてございします。しかしながら、将来の問題につきましては、これから発生しつづまはしては、いわゆる期待権と申すべきものであらうと思ひますが、これはやかましい意味におきましての法律上の権利と申しますには、いささかどううかと考えられますので、それはこの互助年金法が成立いたしますれば、議員在職の方の期間に通算されまします。それはそちらの方でその在職期間を見て行く、こういうことが建前になつております。

○佐野廣君 議事進行。まだ御質問もあるようでありますが、慣例による理事打合せ、それから議運の委員長の御発言等の打ち合せ等の次第もあつまして、これはなお御意見も、討論にわたるかのような御意見の開陳も相当深刻にあるようであります。本日は、先ほども申し上げましたような次第で、議案の提案者でありました衆議院の委員長にお出で願つて、趣旨説明を聞き、若干の御質問をするという打ち合せになつておりましたので、小委員会に移されまして、いろいろ御意見の開陳等をされることを希望いたします。

○委員長(安井謙君) 今、佐野君から以上のような御意見が議事進行につ

てありましたが、実は委員外発言を八木幸吉君からも申し出られておりますが、今のような取扱いにして、庶務小委員会でも従来も扱ってありますし、また、その後の検討も庶務小委員会でもう少し加えたいということに理事会等でもなっておりますので、そういう工合にいたしますことに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(安井謙君) それじゃ八木さん、お出でですが、まことにそういう都合で申しわけないのですが、もし何でしたら、一つ庶務小委員会の方へでもお越しを願ひまして、またいろいろ御意見や御質問願ひたいと思います。まだ御質疑もある向きもあるかと思いますが、ただいま申し上げましたように、庶務小委員会におきまして十分検討したいと思っております。御質問のある方、御意見のある方につきましては、庶務小の委員外でも、都合で委員長の許可を求められて、やっけていただきたいと思います。従いまして、国会法につきましては、これは理事会でさらに扱い、それから互助年金につきましては庶務小委員会での案を協議する、こういうふうに行いたしたいと思います。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(安井謙君) 御異議ないと認めて、さよう決定いたします。本日は、ほかに御発言もなければ、これをもって散会いたします。午後三時十七分散会

四月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国会議員互助年金法案(衆)

国会議員互助年金法案
国会議員互助年金法
(互助年金)

第一条 この法律は、互助の精神に則り、国会議員の退職により受ける年金に關して、国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第三十六条の規定に基き定めるものとする。

(互助年金の種類)

第二条 この法律において「互助年金」とは、普通退職年金、公務傷病年金及び遺族扶助年金をいう。
(退職の定義)

第三条 この法律において「退職」とは、国会議員が次の各号の一に該当する場合をいう。

- 一 辞職が許可され又は辞職したものとみなされたとき。
 - 二 任期が満了したとき。
 - 三 衆議院の解散により任期が終了したとき。
 - 四 除名されたとき。
 - 五 法律で定めた被選の資格を失つたとき。
 - 六 当選無効の判決が確定したとき若しくはその者に係る選挙無効の判決が確定したとき又は当選人の選挙犯罪に因りその当選が無効となつたとき。
 - 七 前各号に掲げる場合のほか、国会議員としての職を失つたとき。
- (互助年金の給与期間及び端数計算)
第四条 互助年金の給与は、互助年金を受けるべき事由が生じた月の翌月から始め、権利消滅の月をもつて終る。

2 互助年金の年額の円位未満は、円位に満たしめる。
(時効)

第五条 互助年金を受ける権利は、これを受けるべき事由が生じた日から五年間請求しないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効は、第十五条第一項の規定により普通退職年金の支給を停止される者の当該普通退職年金については、その者が年齢満五十五歳に達する日の属する月の末日までの期間は、進行しない。

3 普通退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二月内に国会議員として再就職するときは、第一項の時効は、再就職を退職した日から進行する。ただし、普通退職年金を受ける権利を有する者が再就職を退職した日において年齢満五十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

(譴責、担保及び差押の禁止)
第六条 互助年金を受ける権利は、讓渡し又は担保に供することができない。

2 互助年金を受ける権利は、差し押えることができない。ただし、国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)又は国税徴収の例による場合は、この限りでない。
(非課税)
第七条 公務傷病年金及び遺族扶助年金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

(互助年金計算の基礎となる歳費)
第八条 この法律の規定の適用については、議長及び副議長の職にある者も、他の議員と同額の歳費を受けるものとみなす。
(普通退職年金及びその年額)
第九条 国会議員が在職期間十年以上で退職したときは、その者に普通退職年金を給する。

2 普通退職年金の年額は、在職期間十年以上十一年未満に対し退職当時の議員の歳費年額の百五十分の五十に相当する金額とし、十年以上一年を増すごとに、その一年に対し退職当時の議員の歳費年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

3 在職期間五十年をこえる者に給すべき普通退職年金の年額は、在職期間五十年として計算する。
(公務傷病年金及びその年額)
第十条 国会議員が公務に基く傷病に因り不具廢疾となり退職したときは、その者に公務傷病年金を給する。国会議員が退職後三年以内に当該在職中の公務に基く傷病に因り不具廢疾となつたときも、また同様とする。

2 公務傷病年金の年額は、在職期間十年未満の者にあつては前条の規定により在職期間十年の者に給すべき年金の金額に、在職期間十年以上の者にあつては同条の規定により在職期間十年以上の者に給すべき年金の金額に、それぞれその不具廢疾の程度に応じた金額を加算した金額とする。

3 公務に基く傷病に因る不具廢疾の程度は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、前項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。

4 公務に基く傷病に因り不具廢疾となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前三項の規定による公務傷病年金は、給しない。

5 公務傷病年金の裁定をするに當つては、将来不具廢疾が回復し又はその程度が低下することのあるべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。

6 前項の期間満了の六月前までに傷病が回復しない者は、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。
(在職期間)
第十一条 国会議員の在職期間は、その就職の月から起算し、退職又は死亡の月をもつて終る。

2 退職した後国会議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算する。

3 退職した月において国会議員として再就職したときは、再就職の在職期間は、その再就職の月の翌月から起算する。
(在職期間からの除算)
第十二条 次に掲げる期間は、在職期間から除算する。

一 第五条又は第十四条第一項の規定により普通退職年金又は公務傷病年金を受ける権利が消滅した場合において、その権利の

基礎となつた在職期間

二 第十三条の規定により国会議員が互助年金を受ける資格を失つた在職期間（除名の場合にあつては、除名の時を含む当該国会の召集の日の属する月から除名の日の属する月までの在職期間）

三 退職後、在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）に因り三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該任期中の在職期間

四 退職後、在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）に因り死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪の時を含むそれ以前のすべての在職期間

（普通退職年金又は公務傷病年金を受ける資格の喪失）

第十三条 国会議員は、次の各号の一に該当するときは、当該任期中の在職（除名の場合にあつては、除名の時を含む国会の当該会期の在職）につき、普通退職年金又は公務傷病年金を受ける資格を失う。

一 除名されたとき。

二 在職中三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたとき。

2 国会議員は、在職中死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたときは、当該任期中の在職を含むそれ以前のすべての在職につき、普通退職年金又は公務傷病年金を受け

る資格を失う。

第十四条 互助年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するときは、その権利は、消滅する。

一 死亡したとき。

二 死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁錮の刑に処せられたとき。

2 普通退職年金又は公務傷病年金を受ける者が在職中の職務に関する犯罪（過失犯を除く。）に因り三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その犯罪に係る当該任期中の在職を含む生じた権利は、消滅する。

（互助年金の停止）

第十五条 普通退職年金は、これを受ける者が年齢満五十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

2 普通退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が国会議員として再就職するときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、その支給を停止する。ただし、实在職期間一月未満であるときは、この限りでない。

3 普通退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が三年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたときは、その月の翌月からその刑の執行を終り又は執行を受けることがなくなるに至つた月まで、その支給を停止する。ただし、刑の執行猶予の言渡を受けたときは、当該年金は、その支給を停止しない。その言渡を取り消されたときは、取消の月の翌月から刑の執行を終り又は執行を受けることがな

くなるに至つた月まで、その支給を停止する。

（高額所得による互助年金の停止）

第十六条 普通退職年金は、普通退職年金の年額が三十六万円以上であつてこれを受ける者の前年における互助年金外の所得の年額が五十万円をこえるときは、普通退職年金の支給年額が三十六万円を下らない範囲内において、次の区分によりその一部を停止する。

一 普通退職年金の年額と互助年金外の所得の年額との合計額が八十六万円をこえ九十六万円以下であるときは、八十六万円をこえ九十六万円以下の金額の一割五分の金額に相当する金額をこえる金額の二割の金額の合計額に相当する金額

二 普通退職年金の年額と互助年金外の所得の年額との合計額が九十六万円をこえ百十六万円以下であるときは、八十六万円をこえ九十六万円以下の金額の一割五分の金額及び九十六万円をこえる金額の二割の金額の合計額に相当する金額

三 普通退職年金の年額と互助年金外の所得の年額との合計額が百十六万円をこえ百五十六万円以下であるときは、八十六万円をこえ九十六万円以下の金額の一割五分の金額及び九十六万円をこえる金額の二割の金額の合計額に相当する金額

四 普通退職年金の年額と互助年金外の所得の年額との合計額が百五十六万円以上であるときは、八十六万円をこえ九十六万円以下の金額の一割五分の金額、九十六万円以下の金額及び百十六万円をこえる金額の二割五分の金額の合計額に相当する金額。ただし、その停止年額は、普通退職年金の年額の二割五分をこえることがない。

五 互助年金の請求又は裁定の遅延により前年以前の分の互助年金につき第一項の規定による停止をなすべき場合においては、その停止額は、前項の規定にかかわらず、同項の期間後の期間分の互助年金支給額から控除することができ

金外の所得の年額との合計額が百五十六万円以上であるときは、八十六万円をこえ九十六万円以下の金額の一割五分の金額、九十六万円をこえ百十六万円以下の金額の二割の金額、百十六万円をこえ百五十六万円以下の金額の二割五分の金額及び百五十六万円をこえる金額の三割の金額の合計額に相当する金額。ただし、その停止年額は、普通退職年金の年額の三割をこえることがない。

2 前項の互助年金外の所得の計算については、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）その他の所得税に関する法令の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の計算に関する規定を準用する。

3 第一項の互助年金外の所得は、毎年、税務署長の調査により総理府恩給局長が決定する。

4 第一項に規定する互助年金の停止は、前項の規定に基づき、その年の七月より翌年六月に至る期間分の互助年金について行う。ただし、互助年金を受けるべき事由が生じた月の翌月より翌年六月に至る期間分については、この限りでない。

5 互助年金の請求又は裁定の遅延により前年以前の分の互助年金につき第一項の規定による停止をなすべき場合においては、その停止額は、前項の規定にかかわらず、同項の期間後の期間分の互助年金支給額から控除することができ

（再就職による年金の改定）

第十七条 普通退職年金又は公務傷病年金を受ける者が国会議員として再就職後退職し、次の各号の一に該当するときは、その年金を改定する。

一 再就職後在職一年以上で退職したとき。

二 再就職後公務に基く傷病に因り不具廢疾となり退職したとき。

三 再就職後退職した後三年以内に当該在職中の公務に基く傷病に因り不具廢疾となり又はその程度が増進したとき。

2 普通退職年金を受ける者が前項第二号又は第三号に該当した場合においては、これを公務傷病年金に改定する。

3 前二項の規定により普通退職年金又は公務傷病年金を改定する場合においては、前後の在職期間を合算し又は前後の傷病を合したものをもつてその不具廢疾の程度とし、その年額を定める。

4 普通退職年金又は公務傷病年金を受ける者が国会議員として再就職後在職一年未満で退職した場合においても、前後の在職期間を合算するに当つて年に満たない在職期間が一年以上となるときは、その年金を改定する。

（再就職によらない年金の改定）

第十八条 国会議員が退職した後三年以内に当該在職中の公務に基く傷病に因り不具廢疾となつたとき又はその程度が増進したときは、その者が現に受ける普通退職年金又は公務傷病年金を不具廢疾の程

度に相応する公務傷病年金に改定する。

2 在職期間十年以上の者で第十條第五項又は第六項の規定により公務傷病年金を給されるものが、これらの規定によりその公務傷病年金を給されなくなつたときは、その公務傷病年金をその者の在職期間に相応する普通退職年金に改定する。

(遺族扶助年金及びその年額)
第十九條 国会議員が在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときは、これに普通退職年金又は公務傷病年金を給すべきときは、その者の遺族に遺族扶助年金を給する。

2 前項の遺族扶助年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。
一 国会議員が公務に基く傷病に因らないで死亡した場合においては、これに給すべき普通退職年金の金額
二 普通退職年金を受ける者が公務に基く傷病に因らないで死亡した場合(前号に規定する場合を除く)においては、当該年金の金額
三 公務傷病年金を受ける者が公務に基く傷病に因らないで死亡した場合においては、在職期間十年未満の者にあつては第九條の規定により在職期間十年の者に給すべき年金の金額に、在職期間十年以上の者にあつては同

條の規定により在職期間十年以上の者に給すべき年金の金額に、それぞれ百分の百二十八を乗じて得た金額
四 国会議員又は普通退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基く傷病に因り死亡した場合においては、在職期間十年未満の者にあつては第九條の規定により在職期間十年の者に給すべき年金の金額に、在職期間十年以上の者にあつては同條の規定により在職期間十年以上の者に給すべき年金の金額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額
(恩給法の準用)
第二十條 恩給法第三章(第七十二條中兄弟姉妹に関する部分、第七十四條ノ二第二項及び第四項、第七十五條、第七十九條ノ三、第八十一條並びに第八十二條を除く)の規定は遺族扶助年金を給する場合について、同法第八十二條ノ三の規定は互助年金について、準用する。
(互助年金の裁定)
第二十一條 互助年金を受ける権利は、総理府恩給局長が裁定する。
2 公務傷病年金を受ける権利を裁定する場合又は公務に基く傷病に因る死亡につき遺族扶助年金を受ける権利を裁定する場合において、第十條、第十七條(第一項第一号及び第四項を除く)、第十八條第一項又は第十九條第一項及び第二項第四号に規定する事由に該当するかどうかの認定は、当該国会議員であつた者が属していた議

院の議院運営委員会の議決するところによる。

(死亡前の未受領給与の支給)
第二十二條 互助年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、その互助年金で生存中に給与を受けなかつたものは、当該国会議員の遺族に給し、遺族がないときは、死亡者の相続人に給する。

2 前項の規定により互助年金の支給を受けるべき遺族及びその順位は、遺族扶助年金を受けるべき遺族及びその順位による。
3 恩給法第十條ノ二及び第十條ノ三の規定は、前二項の場合における互助年金の請求及びその支給の請求について、準用する。
(納付金)
第二十三條 国会議員は、毎月、その歳費月額額の百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならぬ。
(国庫負担)
第二十四條 互助年金に要する費用は、国庫が負担する。
(併給の禁止)
第二十五條 普通退職年金と公務傷病年金とは、併給しない。
(恩給公務員との兼職期間の取扱)
第二十六條 国会議員と恩給法に規定する公務員と兼職する場合においては、当該兼職期間は、同法の規定にかかわらず、恩給の基礎となるべき在職年に算入しないものとし、これを国会議員の在職期間に算入する。

2 前項に規定する公務員は、当該兼職期間については、政令で定める場合を除き、恩給法第五十九條の規定にかかわらず、同條の規定による納付金を納付することを要しない。
(届出)
第二十七條 互助年金を受ける者が、第十四條、第十五條第三項若しくは第三項又は第二十條において準用する恩給法第七十七條若しくは第八十條の規定に該当しその他法律の規定により互助年金の給与を受けることができなくなつたときは、本人又はその遺族は、直ちに、その旨を総理府恩給局長に届け出なければならぬ。
(過料)
第二十八條 前条に規定する者が、同條の規定による届出をせず又は虚偽の届出をしたときは、一万円以下の過料に処する。
(政令への委任)
第二十九條 この法律に規定するもののほか、互助年金の請求、裁定、支給及び受給権の存否の調査並びにこの法律の実施のための手續その他その執行について必要な事項は、政令で定める。
附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日の後最初の衆議院議員の総選挙が行われる日から施行する。
(この法律の施行前の在職期間の通算)
2 この法律の規定による互助年金については、帝國議會における衆議院議員としての在職期間及びこの法律の施行前における国会議員としての在職期間は、この法律の規定による国会議員としての在職期間とみなし、この法律の在職期間の計算に関する規定を適用する。
(前国会議員等に対する互助年金)
3 この法律の規定(第五條第三項及び第二十三條の規定を除く)は、この法律の施行前国会議員であつた者でこの法律の施行の際現に国会議員でないもの又はこの法律の施行前国会議員であつた者の遺族についても、適用する。この場合において、第四條第一項及び第十六條第四項ただし書中「互助年金を受けるべき事由が生じた月」とあるのは「この法律の施行の日の属する月」と、第五條第一項中「これを受けるべき事由が生じた日」とあるのは「この法律の施行の日」と、第九條第二項中「退職当時の議員の歳費年額」とあるのは「この法律の施行の日における国会議員の歳費年額に相当する金額」と読み替へるものとする。
(恩給公務員との兼職期間の取扱の特例)
4 この法律の施行前に恩給法に規定する公務員と帝國議會における衆議院議員又は国会議員と兼職した者のこの法律の施行前における当該兼職期間が、当該公務員の恩給の基礎となつていない場合においては、当該兼職期間については、従前の例によるものとし、この法律の規定による国会議員としての在職期間からこれを除算する。
(この法律の施行の際恩給公務員たる者の兼職期間の取扱の特例)
5 この法律の施行の際現に恩給法に規定する公務員である者がこの法律の施行の日の前日までのその

引き続き在職期間内に当該公務員と国会議員と兼職していた場合において、当該兼職期間を恩給の基礎となるべき在職年に算入し、かつ、その者がこの法律の施行の日の前日に当該公務員を退職するとすれば、普通恩給を給し又は改定すべきこととなるときは、当該兼職期間については、従前の例によるものとし、この法律の規定による国会議員としての在職期間からこれを除算する。

(納付金相当額の控除)

6 この法律の施行前の在職期間がこの法律の規定による普通退職年金の基礎となる場合における普通退職年金の年額は、第九條の規定により算出した年額から、この法律の施行の日における国会議員の歳費月額額の百分の二に相当する金額にこの法律の施行前における普通退職年金の基礎となるべき在職期間の月数を乗じて算出した金額(附則第七項の規定により納付した金額がある場合においては、その金額を差し引いた金額。以下「納付金相当額」という。)の十分の一に相当する金額(以下本項において「控除金額」という。)を控除した金額とし、その控除は、当該控除金額の総額が納付金相当額に達するまで行うものとする。ただし、当該控除を受けることとなる者が、政令で定めるところにより、納付金相当額を一時に国庫に納付した場合は、この限りでない。

(納付金相当額に充てるための予納)

7 この法律の施行の際現に国会議員である者及びこの法律の施行後国会議員となつた者は、その議員の属する議院の議長に、文書で申し出ることにし、第二十三條の規定による納付金のほか、あらかじめ納付金相当額に充てるため、毎月、その歳費月額額の百分の二に相当する金額を国庫に納付することができ、

8 附則第六項ただし書及び前項の規定により納付した金額は、在職中の死亡その他の事由により普通退職年金を受けることができなくなつた場合その他いかなる場合においても、これを返還しない。

9 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の一号を加える。

五 国会議員の互助年金に関すること。

四月九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、国会議員互助年金法案(衆)(予備審査のための付託は四月七日)

一、国会法等の一部を改正する法律案(衆)(予備審査のための付託は同日)

国会法等の一部を改正する法律案
国会法等の一部を改正する法律案
(国会法の一部改正)

第一条 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の次に次の一条を加

える。

第二條の三 衆議院議員の任期満了による総選挙が行われたときは、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会を召集しなければならない。但し、その期間内に常会が召集された場合又はその期間が衆議院議員の通常選挙を行うべき期間にかかる場合は、この限りでない。

参議院議員の通常選挙が行われたときは、その任期が始まる日から三十日以内に臨時会を召集しなければならない。但し、その期間内に常会若しくは特別会が召集された場合又はその期間が衆議院議員の任期満了による総選挙を行うべき期間にかかる場合は、この限りでない。

第十二條に次の一項を加える。

会期の延長は、常会にあつては一回、特別会及び臨時会にあつては二回を超えてはならない。

第三十四條の二に次の一項を加える。

内閣は、会期前に逮捕された議員について、会期中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、その議員の属する議院の議長にその旨を通知しなければならない。

第四十七條第二項及び第三項を次のように改める。

常任委員会及び特別委員会は、各議院の議決で特に付託された案件(懲罰事犯の件を含む)については、閉会中もなお、これを審査することができ

る。

前項の規定により懲罰事犯の件を閉会中審査に付する場合においては、その会期中に生じた事犯に係るものでなければならぬ。

第二項の規定により閉会中もお審査することに決したときは、その院の議長から、その旨を他の議院及び内閣に通知する。

第五十五條の二を次のように改める。

第五十五條の二 議長は、議事の順序その他必要と認める事項につき、議院運営委員長及び議院運営委員会が選任する議事協議員と協議することができる。この場合において、その意見が一致しないときは、議長は、これを裁定することができる。

議長は、議事協議員の主宰を議院運営委員長に委任することができる。

議長は、会期中であると閉会中であるとを問わず、何時でも議事協議員を開くことができる。

第六十八條を次のように改める。

第六十八條 会期中に議決に至らなかつた案件は、後会に継続しない。但し、第四十七條第二項の規定により閉会中審査した議案及び懲罰事犯の件は、後会に継続する。

第六十八條の次に次の一項を加える。

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員については、緊急集会中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、参議院議長にその旨を通知しなければならない。

第六十八條の次に次の一項を加える。

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員については、緊急集会中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、参議院議長にその旨を通知しなければならない。

第六十八條の次に次の一項を加える。

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員については、緊急集会中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、参議院議長にその旨を通知しなければならない。

第六十八條の次に次の一項を加える。

内閣は、参議院の緊急集会前に逮捕された参議院の議員については、緊急集会中に勾留期間の延長の裁判があつたときは、参議院議長にその旨を通知しなければならない。

第六十八條の次に次の一項を加える。

第六條、第三十七、第三十八條、第四十七條第一項、第六十七條、第六十九條及び第七十一條の二の規定の適用については、これらの規定中「召集」とあるのは「集会」と、「会期中」とあるのは「緊急集会中」と、

「国会において最後の可決があつた場合」とあるのは「参議院の緊急集会において可決した場合」と、「国会」とあるのは「参議院」とあり、

「参議院の緊急集会の終了日又はその前日」とあるのは「参議院の緊急集会の終了日又はその前日」と、「閉会中審査の議決に至らなかつたもの」とあるのは「委員会の審査を終了しなかつたもの」と、「前の国会の会期」とあるのは「前の国会の会期終了後の参議院の緊急集会」と読み替へるものとする。

第六十六條を次のように改める。

第六十六條 会議中議員がこの法律又は議事規則に違反し、他の議員の秩序をみだし又は議院の品位を傷けるときは、議長は、これを警戒し、又は制止し、又は発言を取り消させる。命に従わないときは、議長は、当日の会議を終るまで、又は議長が翌日に継続した場合はその議事を終るまで、発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

第六十八條の次に次の一条を加える。

第六十八條の次に次の一条を加える。

第六十八條の次に次の一条を加える。

第六十八條の次に次の一条を加える。

第六十八條の次に次の一条を加える。

第六十八條の次に次の一条を加える。

第六十八條の次に次の一条を加える。

第六十八條の次に次の一条を加える。

第六十八條の次に次の一条を加える。

第一百八条の二 議員以外の者が議院内部において秩序をみだしたときは、議長は、これを院外に退去させ、必要な場合は、これを警察官庁に引渡すことができる。

第百二十一条の次に次の二条を加える。
第百二十一条の二 会期の終了日又はその前日に生じた懲罰事犯で、議長が懲罰委員会に付することができなかつたもの並びに懲罰委員会に付され、閉会中審査の議決に至らなかつたもの及び委員会審査を終了し議院の議決に至らなかつたものについては、議長は、次の国会の召集の日から三日以内これを懲罰委員会に付することができる。

議員は、会期の終了日又はその前日に生じた事犯で、懲罰の動議を提出するいとまがなかつたもの及び動議が提出され議決に至らなかつたもの並びに懲罰委員会に付され、閉会中審査の議決に至らなかつたもの及び委員会審査を終了し議院の議決に至らなかつたものについては、前条第三項に規定する定数の議員の賛成で、次の国会の召集の日から三日以内に懲罰の動議を提出することができる。

前二項の規定は、衆議院にあつては衆議院議員の総選挙の後最初に召集される国会において、参議院にあつては参議院議員の通常選挙の後最初に召集される国会において、前の国会の会期の終了日又はその前日における懲罰事犯については、それぞれこれを適用しない。

第百二十一条の三 閉会中、委員会その他議院内部において懲罰事犯があるときは、議長は、次の国会の召集の日から三日以内これを懲罰委員会に付することができる。

議員は、閉会中、委員会その他議院内部において生じた事犯について、第百二十一条第三項に規定する定数の議員の賛成で、次の国会の召集の日から三日以内に懲罰の動議を提出することができる。

第二条 外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第八条第三項後段を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、第二十九回国会の召集の日から施行する。

四月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正

第一条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のよ

うに改正する。

第一条 次のように改める。

大臣の俸給月額に、副議長は國務次官の俸給月額に相当する金額を、それぞれ歳費月額として受ける。

第十一条の二第二項中「以下これらの日について規定している場合について同じ。」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在において同項に規定する者が受けるべき歳費月額に、特別職の職員に給する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の規定により期末手当を受け得た額と併し、第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 議長、副議長及び議員が公務上死亡したときは、前条の規定による弔慰金のほか、歳費月額三月分に相当する金額を特別弔慰金としてその遺族に支給する。

(国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「二万円」を「三万円」に改める。

(国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部改正)

第三条 国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「二万三千三百円」を「二万三千三百円」に改める。

第二条中「二百円」を「三百円」に改める。

第三条に規定する期末手当を受けるとなるときは、その者の在職期間には、第一項に規定する在職期間は、これを算入しない。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。

議長及び副議長の歳費月額は、この法律による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第一条の規定にかかわらず、特別職の職員に給する法律(昭和三十三年法律第 号)中の特別職の職員に給する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)別表第一の改正規定中内閣総理大臣及び國務大臣に係る部分が施行されるまでの間は、議長にあつては十五万円、副議長にあつては十一万円とする。

議長、副議長及び議員が昭和三十三年四月一日以後の分として既に支給を受けた歳費は、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律による歳費の内払とみなす。

国会における各会派に対し昭和三十三年四月一日以後の分として既に交付した立法事務費は改正後の国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律による立法事務費の内払とみなす。

国会議員の秘書が昭和三十三年四月一日以後の分として既に支給を受けた給料は、改正後の国会議員の秘書の給料等に関する法律による給料の内払とみなす。

第一項の規定により期末手当を受けた者で、再び国会議員の秘書となつたもの(前項に規定する引き続き在職するものを除く)が、

前項の規定により期末手当を受けた者で、議員の任期満了による選挙がその任期の終る日の前に行われた場合において国会議員の秘書として引き続き在職するものが、第三条に規定する期末手当を受けるとなるときは、その者の受ける期末手当の額は、同条の規定による期末手当の額から前項の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。

第一項の規定により期末手当を受けた者で、再び国会議員の秘書となつたもの(前項に規定する引き続き在職するものを除く)が、

前項の規定により期末手当を受けた者で、議員の任期満了による選挙がその任期の終る日の前に行われた場合において国会議員の秘書として引き続き在職するものが、第三条に規定する期末手当を受けるとなるときは、その者の受ける期末手当の額は、同条の規定による期末手当の額から前項の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。

第一項の規定により期末手当を受けた者で、再び国会議員の秘書となつたもの(前項に規定する引き続き在職するものを除く)が、

前項の規定により期末手当を受けた者で、議員の任期満了による選挙がその任期の終る日の前に行われた場合において国会議員の秘書として引き続き在職するものが、第三条に規定する期末手当を受けるとなるときは、その者の受ける期末手当の額は、同条の規定による期末手当の額から前項の規定により受けた期末手当の額を差し引いた額とする。